

仕様書

1. 委託業務名

令和9年度給与支払報告書等データ入力及びイメージ撮り業務委託

2. 作業概要

(1) 住民税課税支援システムで取り扱う給与支払報告書（給報）・総括表のデータ入力及びイメージ撮り業務

(2) システム化対象業務概要

①給報・総括表のデータ入力作業

②給報・総括表のデータイメージ撮り作業

③上記データの搬送業務

(3) 作業条件

インターフェイスは、株式会社日立システムズのADWRLDとする。

3. 作業内容・件数

(1) 想定件数

給与支払報告書（総括表） 1, 660件

給与支払報告書データ 6, 640件

搬送回数 8回

※件数については、過去の実績に基づく想定件数であり、実際の委託件数は増減する可能性がある。

(2) 作業スケジュール

令和9年度給報パンチデリバリースケジュールは別記のとおり。但し変更の必要が生じた場合はその都度協議を行う。

(3) 業務内容

①令和9年度住民税当初課税用データパンチ作業

詳細については契約業者と協議し確定する。

・給与支払報告書及び総括表のデータパンチ及びイメージデータの作成

②課税資料及び入力データの受け渡し（郵送不可）

・課税資料の運搬については鍵のかかるケース等を使用し、成果品についても記録媒体を暗号化する等してセキュリティに十分留意すること。

③入力データ実績表の提出

・全ての委託データのパンチ作業が完了後、データ入力の実績表（任意様式）を当市担

当者へ提出すること。

4. 納入品、サービス提供作業

- (1) 納品物件名 パンチデータ及びイメージデータ
- (2) 納品場所 奈良県五條市役所税務課
- (3) 検収条件 住民税課税支援システム（株式会社リードコナン社 税務 LAN）への取込み確認をもって検収とする。

5. 契約方法

本契約は、各帳票 1 件あたりの単価契約とする。

6. 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

7. 支払について

令和 9 年 3 月 3 1 日で各帳票の委託件数の実数を確定させ、その後、受注者が発注者に請求書を提出。発注者は請求書受領後、30 日以内に一括で支払う。

8. 守秘義務及び特定個人情報の取扱いについて

- (1) 特定個人情報の取扱いについては、番号法、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）を遵守しなければならない。
- (2) 本業務委託を実施するにあたり、知り得た特定個人情報をはじめとする全ての情報について、本業務の関係者以外に一切漏洩してはならない。また、本業務以外にこの情報を利用してはならない。これは本業務委託終了後も同様とする。
- (3) 契約業者は委託情報の移送・保管・処理の各段階において、委託情報の漏洩、紛失及びその他の事故を未然に防ぐため、必要な管理体制及び対策を実施し、委託情報の保護及び厳重な管理を行わなければならない。移送に関して受取後遅滞なく最短で完了させるものとし、委託情報を指定された場所以外への持ち出しを行ってはならない。
- (4) 契約業者は、本業務の遂行時、特定個人情報の取り扱いを別業者へ再委託する場合には、再委託する業務内容（範囲）、再委託先への情報を当市へ報告し、当市の承諾を得なければならない。これは再委託先が更に再委託を行う場合も同様とする。その際、再委託を行う業者は、再委託先の業者へ、本契約の遵守を行うよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。なお、再委託、再々委託が認められない場合もあり、その場合は契約業者が責任を持って業務を行うこと。
- (5) 契約業者は、委託情報の漏洩等の事故が発生したと認識、若しくは発生したおそれが

あると判断した場合には、直ちに本市へ報告を行うこと。また、委託情報の漏洩等の事故が自己の責に帰すべき事由によるものによって当市に損害が発生した場合には、契約業者はその額を賠償する責任を負うものとする。

- (6) 契約業者は、本業務で提供したイメージデータや完成したパンチデータ等、特定個人情報記録されたデータ等に関して、当市の許可なく複写又は複製をしてはならない。また、本業務委託終了後、このデータ等を消去し、保管してはならない。データ消去完了は、本業務終了後、書面にて報告すること。
- (7) 契約業者は特定個人情報の処理責任者を決定し、特定個人情報の取扱担当者と共に当市にこれを報告しなければならない。また処理責任者は、当該取扱担当者に対して必要かつ適切な監督、及び教育を行わなければならない。
- (8) 契約業者は、契約内容の遵守状況について、書面にて当市へ報告を行わなければならない。
- (9) 契約の遵守状況において、当市が必要と判断した場合、契約業者に対しての実地の調査を行うことができる。

9. その他

- (1) データ入力誤りを防ぐため、本業務委託実施までに業務体制について当市に報告するものとする。
- (2) 業務内容の流れの確認や納品データの品質の確保のため、業務委託実施前にテストデータ（数十件程度を想定）を用いて試験運用するものとする。なお、本業務委託の入札金額にはテストデータのパンチ費用も含めることとする。
- (3) その他、本業務委託の実施に当たり変更や報告等の必要が生じれば、速やかに当市担当者に連絡すること。また本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合、双方協議により対応するものとする。

【別記】

令和9年度給報パンチデリバリースケジュール

回数	当市から契約業者への引渡		契約業者から当市への納品	
	日付	給報(枚)	日付	給報(枚)
1回目	1/12(火)	1,500	—	—
2回目	1/20(水)	1,500	1/20(水)	1,500
3回目	1/28(木)	1,500	1/28(木)	1,500
4回目	2/5(金)	2,300	2/5(金)	1,500
5回目	2/17(水)	900	2/17(水)	2,300
6回目	2/26(金)	200	2/26(金)	900
7回目	3/11(木)	400	3/11(木)	200
8回目	—	—	3/23(火)	400
合計		8,300		8,300